

# 北海道通信

昭和50年6月12日第3種郵便物認可

日刊 祝祭日、日曜日、土曜日 休刊

## 日刊教育版

平成22年 第9256号  
4月12日 (月曜日)

発行所 札幌市中央区北5条西6丁目  
株式会社 北海道通信社  
云(代) 222-3521 FAX 222-3532  
発行人 松木 慶喜

支社 東京 3581・3655 旭川 3267 函館 27781  
釧路 25241 帯広 27872 北見 25044  
支局 小樽 21735 網走 37111 稚内 26188  
小樽 20515 根室 28028 江刺 27116  
札幌 22200 根室 28028 江刺 27116  
倶知安 25013 (購読料 1ヵ月 12,600円)

## 滝川市の事件を教訓に

### 損害賠償請求の和解成立で道教委

#### いじめ問題の取組徹底を通知

道教委は五日付で各市町村教委、道立学校長あてに「いじめ問題への取組の徹底について」通知を发出し底づいて「通知を发出した。平成十七年九月に滝川市内の小学校でいじめを苦に女子児童が自殺を図り、死亡した事案にかかる損害賠償請求事件が三月二十六日に和解成立した。札幌地裁は、事件を教訓とし、同種の事件が発生した場合、真相究明のために必要に応じて第三者による調査機関を設けるなどの和解条項を提示。道教委は「今回の事案を教訓とし、二度とこうした事件が起きないように、いじめ問題への取組を強化していきたい」とし、各市町村教委、学校においてもいじめの未然防止、早期発見・早期対応の充実を求めている。併せて女子児童の遺族

が提出した「教職員の皆様へ」(2面掲載)を事務連絡として发出。遺族は子どもたちの様子に目をくばり、大人の視点だけで状況を判断せず、子どもの立場に立って訴えに耳を傾けて」とのメッセージを送っている。

「担任など先生たちが、いじめに気づかないこと

事件の再発防止を願う思いが込められている。「担任など先生たちが、いじめに気づかないこと

第三の自殺者を出さないためにも、子どもたちの様子に目をくばり、大人の視点だけで状況を判断せず、子どもの立場に立って訴えに耳を傾けて下さい。子どもによるいじめ自殺がなくならない現状を憂えるために、どうか、よろしくお願います」と述べている。

女子児童の遺族が滝川市と道に対して提訴していた損害賠償請求事件は、三月二十六日に三者間で和解が成立。和解条項には和解金の支払い、原告への謝罪とともに、同種の事件が発生した場合、道内の市町村教委に第三者による調査機関を設けること、和解内容を教職員に周知徹底することなどが盛り込まれている。女子児童の遺族による「教職員の皆様へ」と題したメッセージ文には、同種

「担任など先生たちが、いじめに気づかないこと

事件の再発防止を願う思いが込められている。「担任など先生たちが、いじめに気づかないこと

第三の自殺者を出さないためにも、子どもたちの様子に目をくばり、大人の視点だけで状況を判断せず、子どもの立場に立って訴えに耳を傾けて下さい。子どもによるいじめ自殺がなくならない現状を憂えるために、どうか、よろしくお願います」と述べている。

第三の自殺者を出さないためにも、子どもたちの様子に目をくばり、大人の視点だけで状況を判断せず、子どもの立場に立って訴えに耳を傾けて下さい。子どもによるいじめ自殺がなくならない現状を憂えるために、どうか、よろしくお願います」と述べている。

# 子どもの訴えに耳を

## 教職員へ遺族がメツセージ

滝川市におけるいじめ自殺事件の遺族によるメツセージ全文はつきのとおり。

◇ 教職員の皆様へ

私たちは、平成十七年九月、滝川市立江部乙小学校で起きたいじめ自殺事件の遺族です。

この和解調書は、裁判所の和解の中で、北海道、北海道内の教育委員会を通じて、教職員の皆様へ周知徹底することを約束していただいた結果、お手元にあ

るものです。全道の教職員の皆様のうちの子(友音)の事件を理解していただき、再発防止の一助となることを願っております。

いじめによる自殺事件は、いつどこで起きても不思議ではありません。特定の子が多数の子が、罪の意識も持たずに追いつめ、死に追いやることもあること、つまり自分の教え子がいじめられ、追いつめられて自殺することがあることを、この調書を読んで知ってほしいのです。

めは、学校活動の中で、公然と行われた集団のいじめであったと考えています。調書の内容にもあるように、裁判所が認めたものだけに、裁判所が認めたものだけに、これだけのいじめがありましたが、私たち家族に対しては事件が起るまで、担任の先生からは何の連絡もありませんでした。友音が、どんな思いで授業を受け、一人で休み時間を過ごしていたか。本当なら一番楽しい行事であるはずの修学旅行で、どんなにうれしそうにしていたか。それを思うと、家族

としては胸が張り裂けそうです。この裁判では、担任など先生たちが友音を注意深く観察し、適切に対処していただければ友音に対するいじめを認識し、自殺をふせぐことができたという予見可能性を、裁判所が認めました。担任など先生たちが、いじめに気づかないこと、いじめに気づいたとしても、それを黙認することは、子どもにとって、自分を守ってくれる大人がいなくなってしまうことを意味しています。そのときの絶望が自殺につ

ながるということを、是非、先生方に具体的に知ってほしいのです。そして、自殺に至らぬいじめであっても、被害者の心には深い傷を残します。その後の人生には多大な影響を及ぼします。

そのことも、全道の教職員全員に知ってほしいのです。

また、裁判所は、学校や滝川市教育委員会が比較的早い時期に遺書の内容を把握していたにもかかわらず、事実と異なる報告や記者会見をしたと認めました。このことは、友音の自殺の理由を知りたいと真実の解明を求めていた私たち遺族にとっては隠蔽行為と映りました。そこで、私たちには、子どもにこのようにな

悲しい重篤な事件が生じた場合には、学校関係者だけで調査するのはなく、「第三者による調査機関」の設置を求めているのです。遺族は学校や教育委員会による不誠実な行為で傷つきます。その結果が、学校設置者を訴えるいじめ訴訟へとつながってしまっています。

いじめは、目に見えないものです。教師の前では尚更かもしれない。でも、今も教室で苦しんでいる子どもがいるかもしれない、と想像してほしいのです。そして、実際に教室でいじめが起きたとき、そしてそれに教職員が気づいたときは、教職員同士で情報を共有し、保護者とも連絡を取り合ってください。仲直りという言葉を子ども同士

これ以上、第二、第三の自殺者を出さないために、子どもたちの様子に目をめぐり、大人の視点だけで状況を判断せずに、子どもの立場に立って訴えに耳を傾けてください。子どもによるいじめ自殺がなくならない現状を変えるために、どうか、よろしくお願ひします。

## 意見陳述要旨

平成24年4月9日

中井節子

佑美は、私たち夫婦の太陽であり希望でした。その佑美が亡くなって、残された私たちには、心からの笑顔はなくなりました。そのままになっている佑美の机を見れば、勉強をしていた佑美の姿が浮かんできます。「ただいま」と帰ってきた玄関にも、一緒に囲んだ食卓にも、佑美の姿を思い出せるのに、もう二度と帰ってきません。あの日から、家の中には光が差しこまなくなり、私たちは日々ただ生きているだけの生活になりました。

いくら時間が経っても心が癒えることはなく、辛さと苦しみは増すばかりです。

佑美が生まれたとき、私たちは、健康で、優しく思いやりのある子に育ててほしいと思いました。佑美はそのとおり、お友達や先生やご近所の方にもきちんと挨拶をすることができ、人の嫌がることを言ったりしたりしない、やさしく思いやりのある子に育ててくれました。

その優しさは私たち親に対しても同じでした。小学校6年の時にクラスで受けていたいじめを私たちには告げずに、担任との交換日記の中で必死に担任に救いを求めています。そして、中学校にこのいじめが続いていかなないように、子どもながらに一生懸命になっている姿がありました。担任は佑美が真剣になるほど、冷淡に突き放していたように見えました。

結果、中学校でもいじめは止まらなかったのです。佑美の心の傷は深まり、絶望したのでしょうか。両親にも打ち明けることなく、自分の胸に抱え、一人逝ってしまいました。

佑美が最後にエレベータから降りるマンションのモニター映像が残っていました。その姿は忘れられません。思い出すだけで涙が止まりません。子どもを亡くした親は、「子どもがなぜ亡くなったのか」、「子どもに何が起こっていたのか」、そのことを知りたくて知りたくて気も狂わんばかりの気持ちになります。わが子の状況をだれより知っている学校に何度も調査をお願いしましたが、形式だけの調査と、国に至っては、いじめ自殺への社会の反応に驚き再調査を実施したのですが、実施期間わずか1日という形だけのものでした。どうして、子どもがひとり自殺したのに、そんなに軽く扱えるのでしょうか。

私たちは、生徒が書いた学校生活アンケートを何回も見せてほしいと情報開示を行いました。個人情報だからと拒否された上、裁判の中で、開示を求めたときには「アンケートのおおかたをシュレッダー処分した」と回答してきたのです。子どもの生きた証を最後の子どもの様子を知る手立てを、学校はシュレッダー処理したというのです。

佑美の自死についての聴き取りが、残された子どもたちに悪影響を及ぼすというなら、私たちは我慢しなければいけないと思っていました。でも、命日に来てくれる子どもたち（複数人です）の話からは、逆に佑美の自死が学校からきちんと説明されていなかったことが、今も子どもたちの心の中には、喉に物がかかえているような、すっきりしない気持ちを持ちながら、生活をしていることがよくわかりました。

子どもの自死を防ぐような取り組みとともに、事件の事実解明をすること、残された子どもたちにそれを説明する事がこのような悲劇を防ぐ方法にな

るのだと思います。

私たち親は、学校の責任を必要以上に追及したいのではありません。子どもを持つ親の心を理解してほしいのです。子どもを亡くした親は子どもに何があったかを知りたいのです。その気持ちに向き合ってもらえないことは、佑美を亡くした私たちを二重に苦しめることになりました。

13歳の誕生日の直前で佑美の輝く未来は、終わってしまいました。親として佑美を守ってあげられなかったことに後悔の気持ちでいっぱいです。残された私たちにできることは、佑美の無念な気持ちを晴らしてあげることしかありません。佑美に会える日に良い報告ができることを願っています。

よろしく願いいたします。

## 意見陳述要旨

2012年4月9日

中井紳二

私は、佑美の父親として、意見陳述させていただきます。

### 1. 佑美の残したメッセージ

私の娘・佑美は、今から6年前に自殺で、未来ある尊い命を失いました。まだまだ、生きていたかったと思います。

佑美は、母親あてに遺書を残していました。そこには、自殺しなければならなかった原因として、「クラスの一部」と書かれていました。これは、佑美が命を懸けて、私たち両親・学校・生徒に突きつけたメッセージでした。

「学校で何が起こっていたのか？」事実を知りたいという思いは、子どもを亡くした親であれば、誰でもが持つ自然な気持ちだと思います。この残されたメッセージに応えなければ、佑美の心に寄り添うことはできません。

佑美が亡くなってから一週間待ちましたが、学校・市教委の動きはありませんでした。市長に面会を申し込んだ途端、市教委が我が家を訪れました。〇教育長は、「ちゃんと調べるから」と約束しましたが、報告はいつも、「調査したけど何もなかった」と、調査の経緯も教えることなく、これを繰り返すばかりでした。

### 2. 佑美に対するいじめ

佑美に対するいじめは、小学校4年生のころから始まりました。「いじめ」は、6年生の時に激しくなっていたようです。このことは、佑美がなくなった後に見つかった佑美とN教諭との交換日記の内容からよく分かります。佑美は、いじめられていることを、毎日のようにN教諭に訴えていました。

特にひどい「いじめ」としては、2人の同級生にトイレに連れ込まれ、便器に顔を突っ込まれそうになったことがあります。日記の表紙にもいたずら書きをされました。たまりかねた節子は、N教諭に「いじめ」をやめてくれるようお願いしました。

N教諭は、「対処します。」と言ったそうです。ですが日記を読む限りでは、同じ「いじめ」が何度も繰り返し出てくることから、何の対応もしていなかったことがはっきり分かります。

公立小学校ということもあって、これらの生徒のほとんどが、北本中学校に進学します。当然「いじめ」も一緒に進学することになります。

佑美が中学に進学してからも、脅迫の手紙、靴隠し、悪口、無視などが続き、佑美は徐々に無口となり、孤立へと追い込まれていったのです。

### 3. どうすれば佑美の命を救えたか

佑美は特に小学校6年生の時には、N教諭に日記を通して、毎日のようにいじめられていることを訴えていました。この時に、N教諭が、いじめっ子に「いじめは悪いことなんだよ。やってはいけないことなんだよ。」ときちんと指導し、「悪いことをしたら、謝らなければならない」ということを教え、佑美に対する「いじめ」を断ち切っていれば、佑美は、中学に進学しても自殺することはなかったと思います。同時に、これは、学校全体で取り組まなければならないことでもあります。佑美は、ここで、大人から命を救ってもらえるという大切な機会を失いました。

次の問題は、N教諭が、佑美がいじめられていたことを中学校に引き継がなかったことです。ここで、2度目の救出の機会が奪われたのです。

中学に入り、Y担任が我が家に来た時に、Y先生に、『クラスで佑美をいじめている子は誰だと思えますか』と尋ねると、先生は、2人の生徒の名前をあげました。また、先生は「佑美が一人で黙々と掃除当番をしている姿

を見た」と言いました。佑美が掃除当番を一人でやらされていたことは、北本中学校の佑美の指導要録(甲49)にも記載されています。Y先生は、佑美がいじめられていたことを知っていたのです。にもかかわらず何の指導も行わず、「いじめ」を見て見ぬふりをし続けました。ここで、3度目の救出の機会が奪われました。

それぞれの場面で、教師が「いじめ」に対する十分な認識を持ち、適切な対応がとられていたならば、佑美は亡くならず済んだのです。佑美は、小学校と中学校で3度も生きる機会を奪われ、幼い命を自ら断ったのです。これにかかわった教師達の証言を聞きましたが、保身のための証言はあっても、反省の色はうかがえませんでした。なぜ気づいてくれなかったのか、なぜ放っておいたのか、残念でなりません。

#### 4. 調査報告について

学校や北本市は、「いじめ」の事実があることが明らかになった後にも、「いじめ」について何の説明もなく、従来の主張を繰り返しています。

学校は子どもたちのプライバシーを守っていると主張しながら、実は自分達のことを守っています。調査の内容を両親にも伝えず、もしくは無かったことにして先送りしているからこそ、いつまで経っても「いじめ問題」が無くならず、より見えにくい部分で深刻化している現実があります。学校はその責任を感じるべきです。

#### 5. 最愛のわが子を失った親として

佑美は、もう帰ってくることはありません。先生方には、佑美が自殺を図らなければならなかった原因が、先生方にあるということをしつかり認識していただきたい。また、北本市や文部科学省においては、事実確認や報告を怠った自分たちの行動を真摯に反省していただきたいと思います。

佑美がその命を落としてまでも訴えたかったことに一緒に向き合わなければ、「いじめ」の問題は何も解決しません。

また、裁判官におかれましては、未だ日本においては、学校や市・文部科学省の隠蔽体質が、「いじめ」や「いじめ自殺」が続いている根本原因であるという現実には、真剣になって向き合ってください、その責任をきちんと認めていただきたいと思います。

もうこんな悲しい出来事は、終わりにしてください。

佑美という、かけがえのない存在の父親として、強く求めます。

以 上

## 要望書

文部科学省、各都道府県教育委員会 御中

2004年（平成16年）8月22日

第2回全国学校事故事件を語る会 参加者一同

私達は、学校での事件・事故の当事者であり、事件等によってわが子を死に追いやられたり傷つけられた親、そして、彼らの悲しみと怒りに共感し、その不条理に憤りを感じ、二度とこのような悲劇が繰り返されないことを願う者達の集まりです。

学校という場で、私達の子どもは、いじめ・体罰を苦に自殺し、あるいは、身体の異常を訴えたにもかかわらず放置されて死に至ったり、自らが心や体に深い傷を負うなどの被害を受けました。それぞれ状況に違いはありますが、これらは学校教育の営みそのものがその原因となっています。

私達は、お互いの経験を語り合う中で、全員が共通した壁に突き当たり出口のない苦悩の中で苦しんでいることを認識しました。わが子が自らそのいきさつを語るができるならば、抱きしめながら聞いてやることもできるでしょう。それができない場合は、どんなにささやかであっても、わが子に関する情報はわが子そのものとなります。

その時、どういうことが起きていたか？

どういう状況で亡くなったのか？

どんなことをされてきたのか？

それにより、どんなことを思い悩んでいたのか？

それら全てを知り、辛さを分かちもってやりたい。それが、私達の偽わらざる願いなのです。

しかし、学校や教育行政は、判で押したように、その情報を隠蔽し、自らに責任が及ばないように事実を歪めてきました。その結果、当事者や親は地域からも疎外されてしまいます。それは、子どもの生命や健康を奪われた親にとって、わが子の尊厳を再び奪われ、さらに自らの心をも傷つけられ、もてあそばれているのと同じことなのです。

このような対応にあって、私たちは、やむを得ず情報公開制度などによって学校が作成した文書入手したり、裁判に訴えることによって事実を明らかにする努力をせざるを得ませんでした。しかし、それでもなお学校の密室性の壁に阻まれて、十分な成果を得ることができないのが多くの現実です。

このような事態の背景には、子どもや親を人権の主体と見ない、学校や教育行政の傲慢な態度が見え隠れします。

子どもや親は、管理の対象なののでしょうか？

そのような考え方こそが、私達が経験した不幸を招いたと考えます。

学校教育の場に、虚偽や秘密があってよいわけはありません。学校が事実を明らかにし、それを率直に認めることによってはじめて、その原因を検証して再発防止に繋げることができます。そして、失われた信頼関係が回復され、真に安全な学校の建設に繋がっていくと思います。

そこで、私たちは、度重なる学校事故・事件に対する最優先の対策として、以下のことを要望します。

1. 迅速且つ公正に事実関係を究明するための独立した第三者機関を設置すること。
2. 学校が、当事者や遺族等の気持ちに十分な配慮をして対応するとともに、有する全ての情報を速やかに当事者や遺族等に伝えるよう指導すること。